



みどり 水土里ネット児島湾 だより

第188号

令和7年12月1日 児島湾土地改良区 岡山市南区築港緑町二丁目4番地29 ☎(086)262-0175



水生植物刈取船「淡水」による作業の様子

電話番号のお知らせ（直通）

児島湾土地改良区

総務課 (086)262-0175

(086)263-5244 (FAX)

下記以外の事務全般(賦課徴収含む)

Eメール : kjmw-main@kojimawan.or.jp

総務課会計係 (086)262-3919

会計経理全般

維持管理課 (086)262-0176

(086)262-0180 (アナログ回線)

維持管理事業全般(県管理用排水機場関係)

施設管理課 (086)262-0310

基幹水利事業全般(藤田用水機場関係)

藤田用水管理事業全般

農村整備課 (086)262-0177

土地改良事業全般(工事関係)

堤防管理事務所 (086)267-3002

(086)267-3001 (FAX)

児島湖水位調整等(操作室)

◇もくじ◇

臨臨時総代会挨拶	2
臨時総代会開催	3
令和6年度一般会計決算状況	4
令和6年度基幹水利施設管理事業決算状況	5
令和6年度操作作業決算状況	5
土地改良区の財産状況	6
令和6年度土地改良事業実績	7
保有個人データに関する事項の 公表等について	8
令和7年度学習見学について	9
地区及び組合員の状況	10
組合員の皆様へお願い	11
転用等、地区除外に伴う決済金	12

「令和 7 年度 第 1 回臨時総代会 理事長挨拶」

令和 7 年 10 月 10 日

理事長 宮 武 博



令和 7 年度第 1 回臨時総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、総代の皆様には、実りの秋を迎えるかとご多用のなか多数ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、平素より児島湾土地改良区の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝いたしております。

さて、昨年来の米価の高騰ですが、コメの品薄状態はいくぶん解消されていますがコメ相場は高値を維持しています。我々コメ農家にとっては有難い状況ですが、行き過ぎた米価の高騰は逆にコメ離れを助長し、将来的にコメ農家の首を締めるのではないかと心配する向きもあるようです。そもそも米価は、平成の初めごろには 1 俵 2 万円を超える価格で取引されていましたが、徐々に価格が下落し、令和に入ると銘柄にもよりますが 1 俵 1 万円程度の相場まで出てくる状況となりました。ある試算によれば、当時 1 俵あたりの生産コストが 1 万 5,000 円程度でありましたので、作れば作るほど赤字が出る構造となっていたといえます。そうした過去の相場もありましたが、本年については、岡山の農協がコメの買い取り価格の概算金として提示している価格は、コシヒカリ 1 俵あたり 1 等米で 3 万円であるとの新聞報道があることから、生産農家としても品質や収穫量が例年以上に気にかかるところであります。

米の生産量は、1960 年の 1,400 万 t をピークに減り続けておりましたが、ここ 2 年については、昨年は 679 万 t で本年は 735 万 t の予想生産量で 2 年連続の生産増となる見込みです。今年の異常に早い梅雨明けと記録的猛暑によりコメの作況にも悪影響があるかと思いましたが、今のところ幸いにも全国的に例年並み以上、岡山県は前年並みの出来が予想されているようです。

稻作農家を多く組合員に持つ農業団体としては、今後もコメ需要の高まりと適正な相場の維持を望むところです。

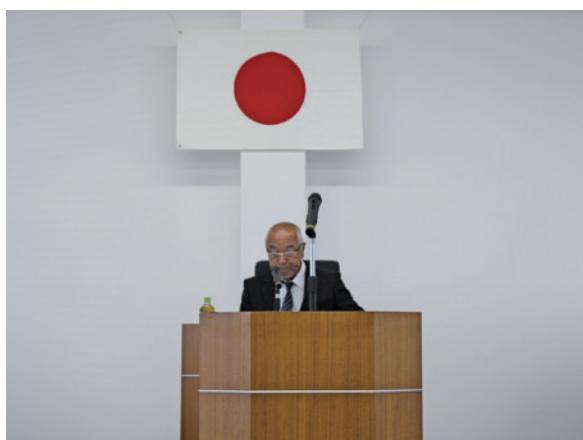
そんななか、当改良区としましても各農業施設の適正な管理を通じ、当地区における稻作をはじめとした農業に貢献して参る所存ですが、その農業施設も老朽化等による機能低下が生じており長寿命化が喫緊の課題であることから、早期の国営事業化に向け地区調査の実施を国に対して強く要望しているところであります。そして同時に、当改良区の農業を支えるための用排水路や農道などの農業基盤整備事業の積極的な事業採択をはじめ、湖内水位の調整及び地区内の用・排水ポンプの保守点検の徹底など、当改良区に課せられた役割を児島湾土地改良区役職員一同、一丸となり、しっかりと果たして参りたいと考えておりますので、総代の皆様方のより一層のご理解、ご協力をお願いします。

◇令和 7 年度第 1 回臨時総代会の開催について

令和 7 年度第 1 回臨時総代会が、令和 7 年 10 月 10 日（金）本土地改良区 1 階大会議室において、総代 66 名、役員 13 名出席のもとで開催されました。当日の議長には「松村 剛」総代が選任され、宮武理事長の挨拶並びに提案趣旨説明の後、議案審議に入り、12 議案が賛成多数で原案のとおり承認並びに可決されました。提出議案は次のとおりです。

I. 議 案

- 議案第 1 号 令和 6 年度事業報告の承認について
- 議案第 2 号 令和 6 年度一般会計・特別会計収支決算並びに財産目録の承認について
- 議案第 3 号 令和 6 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託特別会計収支決算並びに財産目録の承認について
- 議案第 4 号 令和 7 年度関係土地改良事業計画変更の議決について
- 議案第 5 号 (株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について
- 議案第 6 号 基金への編入に関する議決について
- 議案第 7 号 令和 7 年度藤田用水管理事業変更実施計画の議決について
- 議案第 8 号 令和 7 年度一般会計収支補正予算の議決について
- 議案第 9 号 令和 7 年度基幹水利施設管理事業特別会計収支補正予算の議決について
- 議案第 10 号 令和 7 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託変更実施計画の議決について
- 議案第 11 号 令和 7 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託特別会計収支補正予算の議決について
- 議案第 12 号 基本財産の処分に関する議決について

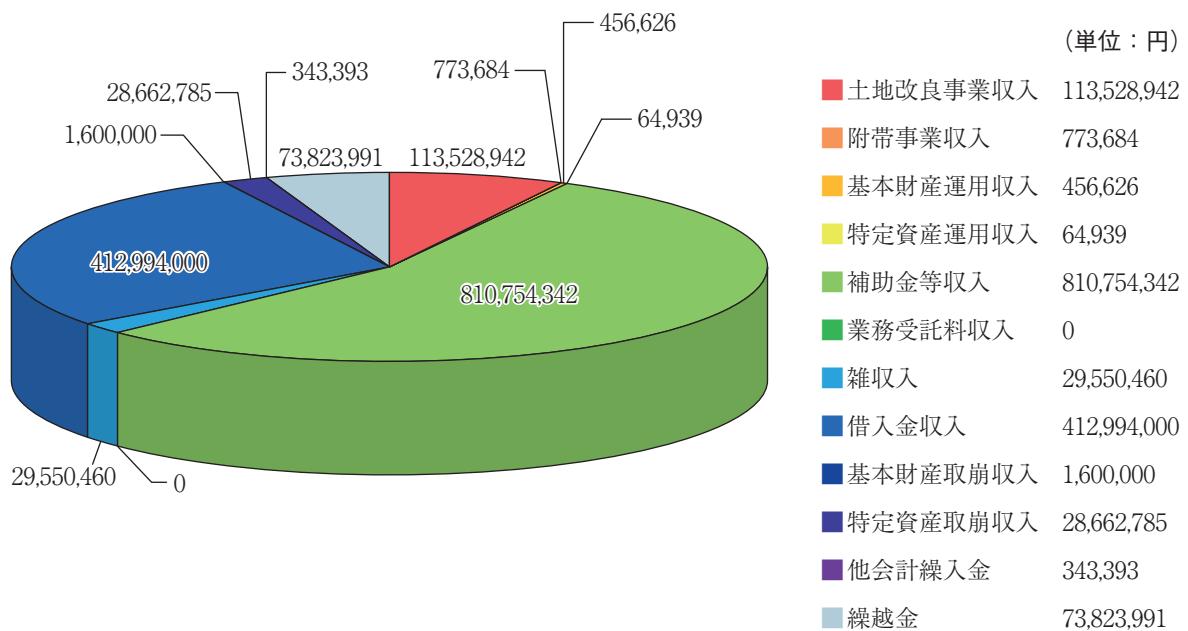


児島湾土地改良区の令和 6 年度の業務及び財産の状況等について、令和 7 年 2 月 13 日に中間監査、令和 7 年 8 月 6 日～8 日の 3 日間に決算監査を実施した結果、適正であると認め、同年 10 月 10 日開催の第 1 回臨時総代会において同内容を監事が報告しました。

◇令和 6 年度一般会計決算について

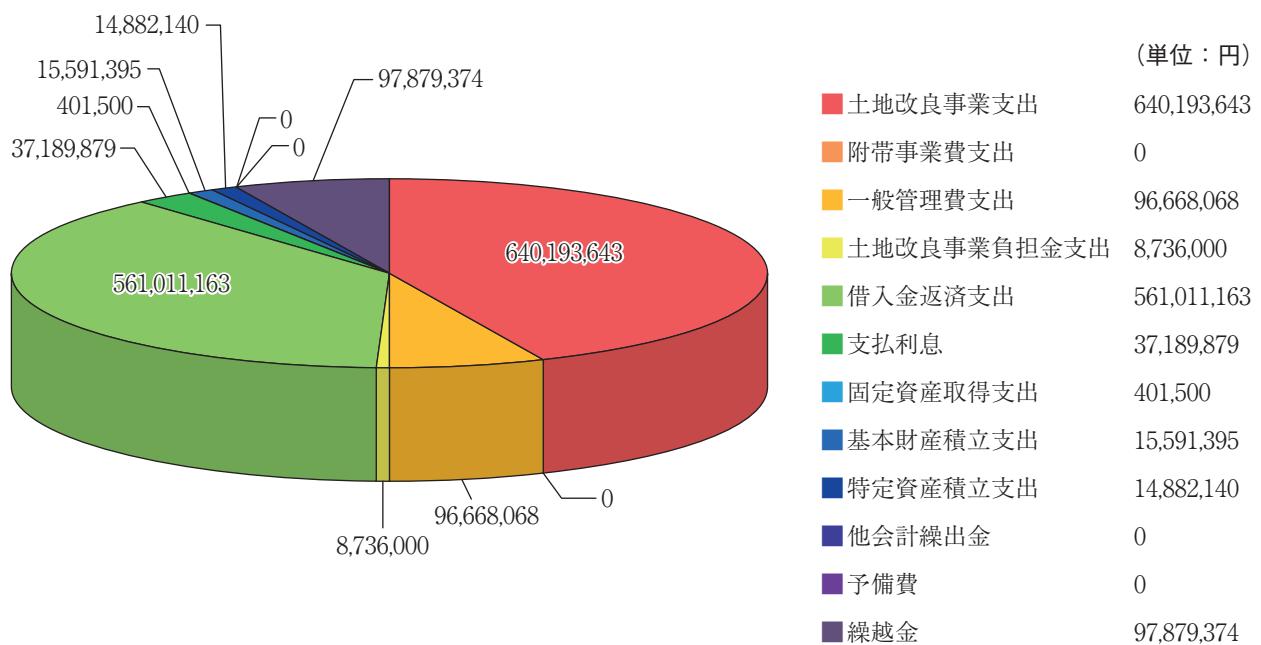
[一般会計]

収入合計 1,472,553,162円



[一般会計]

支出合計 1,472,553,162円



◇令和 6 年度基幹水利施設管理事業特別会計収支決算

[収入] (単位: 円)

科 目	金 額
作業受託収入	155,177,000
受取利息	28,793
雜 収 入	874,000
合 計	156,079,793

[支出] (単位: 円)

科 目	金 額
点検整備費	1,176,120
施設管理費	33,942,414
施設費	2,393,572
調査費	257,125
諸油脂費	169,724
整備補修費	49,044,600
電力費	62,997,947
管理諸費	2,509,041
租税公課	2,371,857
一般会計 繰出金支 出	343,393
雜費	307,568
次年度繰越金	566,432
合 計	156,079,793

◇令和 6 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託特別会計収支決算

[収入] (単位: 円)

科 目	金 額
作業受託収入	503,446,000
調査業務等 受託料収入	0
職員退職手当 積立金利息収入	34,748
受取利息	92,833
雜 収 入	0
職員退職手当 積立金取崩収入	0
前年度繰越金	4,614,361
計	508,187,942

[支出] (単位: 円)

科 目	防 潮 水 門	関 連 機 場	児島湖管理	そ の 他	計
点検整備費	1,617,032	4,897,343		1,541,047	8,055,422
施設管理費	113,204,222	25,476,482			138,680,704
施設費	9,186,780	18,389,283	10,638,630		38,214,693
調査費	95,865				95,865
諸油脂費	145,837	491,647		539,120	1,176,604
整備補修費		191,234,560			191,234,560
電力費	7,280,964	99,278,118		929,103	107,488,185
租税公課				11,820,967	11,820,967
職員退職手当 積立金積立支出	6,713,748				6,713,748
雜 費				188,422	188,422
退職金支払				0	0
次年度繰越金				4,518,772	4,518,772
計	138,244,448	339,767,433	10,638,630	19,537,431	508,187,942

◇令和 6 年度末現在における土地改良区の財産状況は、次のとおりです。

(令和 7 年 3 月 31 日調製)

摘要	金額
(資産の部)	(円)
流動資産	549,880,631
現金及び預金	333,856,256
未収金	
未収賦課金	67,962
その他未収金	
未収業務委託料	6,906,000
未収補助金	185,797,000
その他未収金	23,253,413
固定資産	6,101,631,910
基本財産	
備荒基金	36,882,546
賦課金調整基金	243,929,113
賦課金軽減基金	200,000,000
特定資産	
農地転用決済積立金	64,441,485
開発行為等同意協力積立金	15,187,781
役員退任職員退職積立金	106,710,902
藤田用水整備積立金	43,080,961
職員退職積立金	70,387,428
建物等更新積立金	1,000,000
受託土地改良施設使用収益権	11
その他固定資産	
長期未収賦課金	0
長期その他未収金（公庫借入償還助成金）	5,016,081,293
土地	59,265,000
建物	232,355,181
車両運搬具	375,003
機械器具等	11,635,006
出資金	300,200
資産合計	6,651,512,541
(負債の部)	(円)
流動負債	993,103,966
未払金	446,848,091
短期借入金	546,255,875
固定負債	4,628,283,867
公庫資金等長期借入金	4,469,825,418
職員退職給付引当金	72,719,071
役員退任職員退職引当金	85,739,378
負債合計	5,621,387,833
(正味財産の部)	
正味財産合計	1,030,124,708

◇令和6年度土地改良事業実績について

令和6年度土地改良事業は下記の各種土地改良事業を、合計31地区 事業費599,693千円で実施しました。

◎水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）

(1)用排水施設整備 6地区 312,419千円

地区名	西七区1号、西七区支線56号、西七区支線68号、西七区支線119号、 北七区1番1、北七区支線74号
-----	---

◎水利施設等保全高度化事業（実施計画策定）

(1)実施計画策定 2地区 14,600千円

地区名	西七区支線96号、北七区支線57号
-----	-------------------

◎小規模土地改良事業

(1)かんがい排水 2地区 35,874千円

地区名	西七区7号、北七区支線61号
-----	----------------

◎非補助土地改良事業

(1)かんがい排水 20地区 230,800千円

地区名	錦東32-1樋門、錦六区横11南樋門、桜川北沖2番川樋門、西七区支線63号、 西七区支線93号、西七区支線114号、西七区支線131号、西七区6号樋門、 北七区支線14号、北七区支線22号、北七区支線35号、北七区支線48号2、 北七区支線50号2、北七区支線68号、北七区支線76号、北七区支線85号、 宗津川丘2番交差東樋門、宗津西町4番川、森崎丘2番川、川張潮廻し1号樋門
-----	---

(2)維持管理 1地区 6,000千円

地区名	藤田用水維持管理R6
-----	------------

◇事務局人事異動

○採用（令和7年7月1日付）

事務局長 安田充年（嘱託職員）

保有個人データに関する事項の公表等について

個人情報保護に関する規程第15条の規定により、保有個人データに関する事項を公表します。

個人情報は適正な手段で取得し、例えば、以下のような情報源から取得します。

組合員資格得喪通知書や納付書送付依頼書など、当改良区にご提出いただく書類

1. 本土地改良区の名称

児島湾土地改良区

2. 利用目的について

(1) 本土地改良区が保有する個人情報は、改良区定款第4条に規定する事業を円滑に実施するため利用します

- ・農業用排水施設の新設、変更
- ・農業用道路の新設、変更
- ・農用地又は土地改良施設の災害復旧
- ・農用地の改良又は保全のため必要な事業
- ・県有土地改良財産であって、財産譲与を受けた施設の維持管理
- ・淡水湖の水の使用調整

3. 個人情報の保護に関する方針

(1) 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱います

(2) 苦情処理に適切に取り組みます

(3) 個人情報の利用目的は可能な限り限定して示し、本人の選択による利用目的の限定に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるように努めます

(4) 個人データの取扱いを外部に委託する場合には、委託する事務の内容を公表するなど、委託処理の透明化を進めます

(5) 本人からの請求により保有個人データを開示するときは、個人情報の取得元又は取得方法を可能な限り具体的に明記します

(6) 保有個人データについて本人から請求があった場合には、利用停止に応じます

4. 共同利用に関する事項について

下記に示す利用目的に限り、改良区が保有する個人データを必要に応じ共同利用します。

(1) 共同で利用する個人データの項目

氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項

(2) 共同で利用する者の範囲

岡山県、岡山県土地改良事業団体連合会、関係市町村、農業委員会

(3) 利用者の利用目的

国営事業、県営事業、児島湾締切堤防並びに関連揚水機場、パイプライン関連施設の維持管理などの地域振興を図るため

5. 保有個人データの開示等を求める場合の手続き、手数料について

(1) 保有個人データの開示等を求めるときの手続き

下記に示す開示等を求める場合には、開示請求書類の提出をお願い致します。

開示等の請求：保有個人データの利用目的の通知、利用の停止又は消去、データの開示、内容訂正・追加・削除、第三者への提供の求め

(2) 保有個人データの利用目的の通知、保有個人データ開示の求めについては、必要に応じて手数料をご負担いただく場合があります。手数料や苦情等個人情報の取り扱いにつきましては下記窓口へお問い合わせください。

児島湾土地改良区 総務課 262-0175 又は 262-3919

6. 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

児島湾土地改良区個人情報管理（責任）者 総務担当次長

令和 7 年度 学習見学

～ 第二藤田小学校 ～

令和 7 年 6 月 27 日（金）、第二藤田小学校 3 年生の皆さん 41 名と引率の先生方が、藤田三角地機場・藤田用排水機場へ見学に来られました。

当日は、藤田三角地機場内部を見学し、実際にポンプを稼働させての送水状況を見学しました。

その後、改良区職員より、干拓の概要とポンプや水路、樋門の役割や藤田用排水機場のポンプ場など仕組みについて説明を行いました。

説明後は多くの質問がなされ、子供たちの関心の高さが感じられた有意義な時間となりました。



～ 瀬戸内市立国府小学校 ～

令和 7 年 10 月 3 日（金）、瀬戸内市より国府小学校 4 年生の皆さん 48 名と引率の先生方が、締切堤防中央管理事務所へ見学に来られました。

児童の皆さんは、管理事務所 1 階でパネルを見ながら管理事務所職員による干拓の歴史などの説明を受けたあと 2 階で堤防の概要をまとめた DVD を視聴し、最後に 3 階操作室の見学をして樋門操作などの説明を受けました。

職員に対し積極的に質問をする子供たちも多く、実りある見学となつたようでした。



◎ 今後も、このような学習見学活動を通して、子供たちに農業や干拓の歴史について、身近に感じてもらいたいと思います。

※ゴミの投棄をなくしましょう。

=きれいな川・美しい児島湖にしよう=

近年、混住化等の要因により、ペットボトルや空缶、肥料等のポリ袋、刈り取られた雑草等のゴ



児島湖に流れついたゴミ状況

ミが不法投棄され、各地区的排水機場に大量に集まっています。さらに、タイヤや家電製品等の粗大ゴミも水路等に不法に投棄されており、それらが機場の設備を損傷させる原因の一つとなるだけでなく、用水や排水にも悪影響を及ぼします。これを改善するには、我々一人一人がゴミ投棄撲滅の意識を更に高めていくことが、最善の策と思われます。きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、親しみのもてる水辺環境にしていきましょう。

児島湾土地改良区からのお願いです。

◇地区及び組合員の状況（令和 6 年度末）

令和 7 年 3 月 31 日調製

	属 地 に よ る 区 分	R 6 年度末地積	R 6 年度末組合員数
第 1 区	岡山市南区（浦安本町、浦安西町、浦安南町、南輝）	2,621,383m ²	331人
第 2 区	玉野市（東・南七区、八浜町大崎、東高崎、槌ヶ原、宇藤木）	3,419,047	352
第 3 区	岡山市南区（迫川、西高崎、宗津、片岡、川張、彦崎）	3,909,760	490
第 4 区	岡山市南区（西七区、北七区）	7,100,478	309
第 5 区	倉敷市（藤戸町藤戸、藤戸町天城）、岡山市南区（植松）	1,211,885	312
第 6 区	岡山市南区（東畦、内尾）	4,257,385	470
第 7 区	岡山市南区（中畦）	3,628,623	247
第 8 区	岡山市南区（曾根、西畦）	3,896,960	300
第 9 区	岡山市南区藤田（旧藤田村大曲、旧藤田村都）	4,716,735	293
第 10 区	岡山市南区藤田（旧藤田村錦）	2,213,128	184
第 11 区	岡山市南区藤田（旧藤田村都六区、旧藤田村錦六区）	6,515,965	389
計		43,491,349m ²	3,677人

◇令和 6 年度農地転用状況

岡山市南区	88 件	55,733.90m ²
倉 敷 市	0 件	0m ²
玉 野 市	2 件	635.01m ²
	90 件	56,368.91m ²

◎組合員の資格取得・喪失の届出について

組合員の資格等に変更がある場合には、他の行政機関（法務局・農業委員会等）で手続きをされても改良区には通知されないため、当人による改良区への届出が必要となります。（土地改良法第 44 条）

- ・相続・贈与・経営移譲（農業者年金受給など）
- ・農地の売買、交換、貸借などがあった場合
- ・氏名や住所を変更した場合

変更の届出がない場合は、そのまま賦課されますのでご注意ください。

※ご注意ください 滞納賦課金は新しい組合員が負担

◆農地の異動・売買・相続について

農地の異動・売買・相続を行う際、当該農地に賦課金の滞納がある場合については、新たに組合員となられた方が、滞納金を支払う義務が生じます。双方でご確認のうえ、異動・売買・相続を行うようご注意ください。（土地改良法第43条第1項）

滞納賦課金

異動・売買・相続

新しい組合員が滞納賦課金
支払い義務が発生

賦課金は口座振替をご利用ください

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関は J A 岡山・中国銀行・トマト銀行がご利用できます。口座振替をご利用していただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡ください。

口座振替をご利用の方は、納付期日前に必ず残高の確認をお願いします。なお、口座振替の場合の領収書は、原則として発行しておりません。確定申告の際は、賦課金通知書（毎年 7 月に発行）と口座振替の預金通帳を提示していただくことで対応できます。領収書の発行をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせは、賦課徵収係 TEL 086-262-0175 へ

転用等、地区除外に伴う決済金について

農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第43条第2項の規定により土地改良区へ地区除外申請（農地転用）による決済手続きが義務付けられています。

農地転用決済金とは

残存する農地への費用負担加重を防ぐため土地改良法に基づき、地区除外申請の際に所有者の方に申請農地に係る土地改良施設の耐用年数期間における維持管理経費などを納めていただくもので、令和6年度の決済金等は下記のとおりです。

令和7年度							
区域	決済金	調査費	手数料				
全 域	1m ² 当たり 5.12円	1m ² あたり 10円	1筆あたり 1,500円				
区域	決済金	区域	決済金	区域	決済金	区域	決済金
藤田都六区	1m ² あたり パイプライン 12.99円	藤田都・大曲	1m ² あたり パイプライン 22.62円	藤田錦六区	1m ² あたり パイプライン 26.29円	藤田錦	1m ² あたり パイプライン 31.27円

なお、藤田都六区、藤田都・大曲（中畦・曾根の一部地区を含む）、藤田錦六区地区、藤田錦地区（東畦の一部地区を含む）については、パイプラインの供用開始に伴い上記決済金が別途必要です。

※ 市街化区域及び200m²未満の農業用施設などへの転用に関しても、届出・決済等の手続きが必要です。

農地を公共事業用地（道路、河川敷、公園敷地など）として買収または寄付した場合

公共事業用地として買収・寄付される場合でも決済金は必要となります。そのため、用地買収交渉の際に、後日問題が生じないように当事者間で決済金の納付について十分話し合われ、改良区への申請手続きをお願いします。まずはご連絡ください。

★ この転用決済の手続きがなされないと、従前の賦課面積で賦課金が課せられますのでご注意ください。

農地を農地以外の地目に変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外（農地転用）手続きが必要です。

届出の用紙（農地転用等の通知書、組合員資格喪失通知書）は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。まずは、お気軽に電話でお尋ねください。

(TEL086-262-0175)